# 第4章

## 国民と防衛省・自衛隊

第1節 防衛力を支える基盤

第2節 防衛省・自衛隊と地域社会・国民とのかかわり

第3節 国民の信頼を得るための取組



自衛隊の装備やシステムがいかに進歩・近代化して も、これらを運用するのは隊員である。隊員一人ひとり の力量が伴わなければ、装備などの能力を最大限に引き 出すことはできない<sup>1</sup>。そして、個々の隊員がいかに充実 しようと、また、日米安保体制の強化がいかに図られよ うと、十分とは言えない。なぜなら、その前提として、 自衛隊に対する国民の理解と協力がなくては、わが国の 防衛やその他さまざまな活動を全うすることも、また、 同盟国の支援を期待することもできないからである。

このような観点から本章では、

- 隊員の募集・採用から教育訓練・人事施策、さらに 退職して再就職に至る一連の流れ
- 各種装備の共通基盤である情報通信や、より効率的 な装備品の取得・情報流出防止への取組など(以上、 第1節)
- 国民の理解と協力を得るべく地域社会・国民との間 で行っている防衛省・自衛隊の活動や施策(第2節)
- 防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を得るための取 組(第3節)

以上の4点について記述する。

## 第1節

## 防衛力を支える基盤

防衛力の基盤は、まず人的基盤が挙げられる。装備・ システムの運用だけではなく、組織(防衛省・自衛隊の 組織についてはⅡ部3章3節(P160参照)) の運営なども 結局は、隊員一人ひとりの力量にかかっている。特に近 年、防衛省・自衛隊は、新たな安全保障環境下で、任務 の多様化・国際化、装備の高度化に対応する必要があり、 従来にも増して、質の高い人材の確保・育成や必要な教 育訓練の実施など、人的基盤の充実が重要となっている。 一方、そうした環境の変化に対応した装備品を、より

迅速かつ安価に取得することが不可欠との観点から、防 衛省は、装備品の調達の透明性・公正性に配意しつつ、 さまざまな取組を行ってきている。また、防衛省・自衛 隊が取り扱う情報には、漏洩すればわが国の防衛などに 著しい影響を及ぼしかねないものがあることから、これ らの保全は、重要な課題である。

本節では、こうした防衛省・自衛隊の人的基盤の確立 および装備品の効率的な取得に向けた取組、情報流出防 止への取組などについて説明する。



### 防衛省・自衛隊の職員の募集・採用

#### | | 募集

防衛省・自衛隊が各種任務を遂行するためには、質の 高い人材を確保することが必須の要件であり、自衛官を はじめ、さまざまな制度で防衛省・自衛隊の職員を募 集・採用している $^{2}$ 。

(図表Ⅲ-4-1-1 参照)

このため、全国50か所(北海道に4か所、全都府県に 各1か所)の自衛隊地方協力本部(旧自衛隊地方連絡部、 昨年7月改編)において、都道府県、市町村、学校、募 集相談員などの協力を得ながら募集業務を行っている。 また、地方公共団体は、自衛官の募集事務の一部を行う こととされており3、防衛省は、そのための経費を地方公

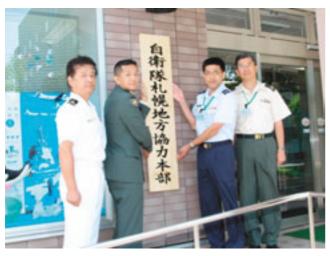
- 1) 人的基盤に関する件については、防衛大綱および中期防衛力整備計画でも指摘されている。なお、防衛大綱および中期防衛力整備計画については、Ⅱ部2章
- 2) 自衛官の募集については、<http://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>参照
- 3) 募集期間の告示、応募資格の調査、志願票の処理と受験票の交付、試験期日・試験場の告示、試験に必要な場所と施設の提供、および広報宣伝など。

共団体に配分している。

今後、少子化などにより、募集環境はますます厳しくなることが予想されており、地域社会に密着したこれら地方公共団体、関係機関などによる募集協力が不可欠である。

(図表Ⅲ4-1-2 参照)

参照 > 資料54 (P442)、自衛隊地方協力本部についてはP473



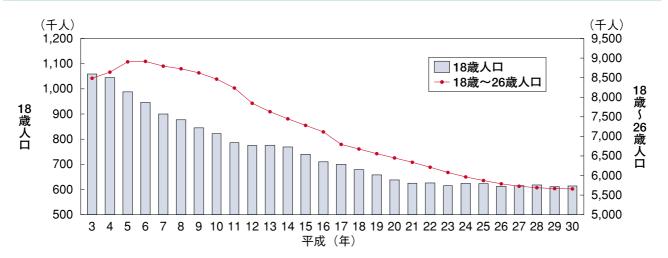
地方連絡部から地方協力本部へ

#### 図表Ⅲ-4-1-1 防衛省職員の内訳

(2007.3.31現在の定員)

				<b>吃茶</b> 土		
		防 衛 大 臣 				
		防衛副大臣				
				大臣秘書官		
		÷		事務次官		
防		定員内		防衛参事官等	372人	
衛	特 別	ЬA	自	事務官等	22,856人	
省	職			自衛官	251,222人	
				即応予備自衛官	8,368人	
職				予備自衛官	47,900人	
員		定員外	員	予備自衛官補	1,995人	
		外		防衛大学校学生		
				防衛医科大学校学	生	
				非常勤職員		
	— 般	定員	員内	事務官等	30人	
	職	定員	員外	非常勤職員		

#### 図表Ⅲ-4-1-2 2士男子募集対象人口の推移



資料出所:平成16年以前および平成18年は、総務省統計局「我が国の推計人口(大正 9 年〜平成12年)」および「人口推計年報」による。 平成17年は総務省統計局「国勢調査報告」による人口を基に国立社会保障・人口問題研究所が、年齢「不詳人口」を按分補正した人口である。 平成19年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年12月の中位推計値)による。

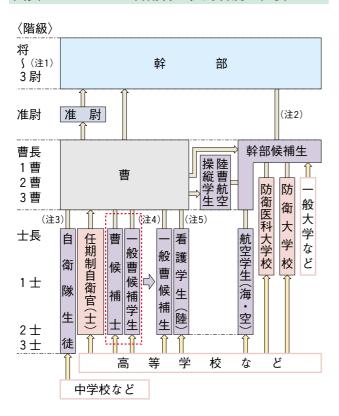
#### 2 採用4

#### (1) 自衛官

自衛官は、志願制度(個人の自由意思に基づく入隊) の下、一般幹部候補生、一般曹候補生<sup>5</sup>、2等陸・海・ 空士、自衛隊生徒<sup>6</sup>などとして採用される。そして、そ の職務の特殊性のため、採用形態や処遇などにおいて一 般の公務員とは異なる<sup>7</sup>特徴を持つ。

その中でも、一般の公務員と比べ大きく異なる点は、 自衛隊の精強さを保つため、「若年定年制」と「任期制」 という制度をとっている点である。「若年定年制」は、

#### 図表Ⅲ-4-1-3 自衛官の任用制度の概要



- (注) 1 幹部の階級は、将、将補、1 佐、2 佐、3 佐、1 尉、2 尉、3 尉に区分
  - 2 医科歯科幹部候補生は、医師、歯科医師国家試験に合格し、所定の教育訓練を修了すれば、2尉に昇任
  - 3 通信教育などにより、生徒教育3年修了時には高等学校卒業資格を取得可能。従来、陸・海・空自衛隊生徒を採用してきたが、今年度からは陸自生徒のみの採用となる。また、その身分は、来年度以降の募集を目途に、自衛官の身分を見直し、防衛大学校の「学生」と同様とする予定。
  - 4 今年度の募集から、一般曹候補学生と曹候補士を一本化し、「一 般曹候補生」として採用。
  - 5 看護師国家試験に合格すれば、2曹に昇任
  - 6 ➡:採用試験、➡→:試験または選考

#### 図表Ⅲ-4-1-4 自衛官の階級と定年年齢

階	級	略	称	定年年齢
陸将・海将・	将		60歳	
陸将補・海将補	・空将補	将	補	2 2 700
1 等陸佐・1 等海佐	・ 1 等空佐	1	佐	56歳
2 等陸佐・2 等海佐	・ 2 等空佐	2	佐	55歳
3 等陸佐・3 等海佐	・ 3 等空佐	3	佐	00/12
1 等陸尉・1 等海原	・1 等空尉	1	尉	
2 等陸尉・2 等海原	・2等空尉	2	尉	
3 等陸尉・3 等海尉	・ 3 等空尉	3	尉	
				54歳
准陸尉・准海尉	・准空尉	准	尉	- 1,50
陸曹長・海曹長	・空曹長	曹	長	
1 等陸曹・1 等海曹	・1等空曹	1	曹	
2 等陸曹・2 等海曹	・2等空曹	2	曹	E0- <del>生</del>
3 等陸曹・3 等海曹	・3等空曹	3	曹	53歳
陸士長・海士長	・空士長	士	長	
1 等陸士・1 等海士	・1 等空士	1	±	
2 等陸士・2 等海士	・ 2 等空士	2	±	_
3 等陸士・3 等海士	・ 3 等空士	3	士	

- (注) 1 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長または航空幕僚長の職に ある陸将、海将または空将である自衛官の定年は、年齢62歳
  - 2 医師、歯科医師または薬剤師である自衛官、音楽などの職務にたずさわる自衛官の定年は、年齢60歳

- 4) 採用情報については<http://www.mod.go.jp/j/saiyou/>参照
- 5) 18歳以上の者を曹候補者である自衛官に採用する制度として、昨年度まで「一般曹候補学生」および「曹候補士」の二つの制度を設けていたが、一般曹候補学生制度の長所である曹候補者としての自覚の醸成という視点を活かしながら、曹候補士制度の長所である個人の能力に応じた昇任管理を採り入れた新たな任用制度として、両制度を整理・一本化し、今年度の募集から「一般曹候補生」として採用することとした。
- 6) 自衛隊生徒制度の見直しを行い、海上自衛隊および航空自衛隊生徒については、昨年度の募集(今年度採用)を最後に、以降の募集を行わないこととした。 一方、陸上自衛隊生徒については、来年度以降の募集を目途に、自衛官の身分を防衛大学校の「学生」と同様の定員外とし、制度の枠組みは存続させる。
- 7) 自衛隊員は、自衛隊法に定められた防衛出動などの任務に当たる必要があることから、国家公務員法第2条で特別職の国家公務員と位置付けられ、一般職公務員とは独立した人事管理が行われている。

**第4章 国民と防衛省・自衛隊** 

一般の公務員より若い年齢で定年退職する制度である。また、「任期制」は、2年または、3年という期間を区切って採用する制度であり、陸・海・空士の多くがこの制度で採用されている。採用後、各自衛隊に入隊した自衛官は、各自衛隊の教育部隊や学校で基本的な教育を受け、その後全国の部隊などへ赴任する。

なお、基本的な教育を終えるまでに、各人の希望や適性などに応じて、その進むべき職種・職域が決定される。 (図表Ⅲ-41-3・4 参照)

参照 > 資料55 (P443)



少年工科学校第53期生入校式(陸上自衛隊生徒)

## **COLUMN**

VOICE

解説

Q&A

#### 新入隊員の声

#### 陸自曹候補士:「最高の仲間」

自分が、自衛隊を選んで最も良かった点は、心から信頼できる仲間ができたことです。

新入隊員は、入隊直後から、約6か月にわたる教育を受けます。

この教育期間は、入隊してから初めて出会う同期と、同じ場所で、同じ時間に寝起きし、同じ釜の飯を食べ、ともに厳しい訓練に耐えるといった、まさに24時間、常に行動を共にするという状況になります。

入隊直後の教育は、自衛官にとって最低限必要な 基本的な事項を学ぶものですが、自衛隊について全 く知識のない我々にとっては、不安の連続であり、 また非常に厳しい教育でした。 第5高射特科中隊 曹候補士陸士長 樋渡剛志



「最高の仲間」と訓練に臨む樋渡陸士長(中央)

炎天下で、重い装備品を携行しての24kmにもおよぶ徒歩行進訓練や、土砂降りの雨の中で何度も何度も繰り返される戦闘訓練、また日々欠かさず行われる体力練成など、苦しいこと、辛いことも多くありました。でも、横を見るといつも同期がいました。同じ目標をもち、同じ生活環境の中で、同じ苦労を味わっているからこそ励ましあえるし、信頼もできます。仲間の励ましで、厳しい訓練や辛いことでも乗り越えることができるのです。

全てを分かち合える最高の仲間ができる自衛隊を選んでよかったと思います。

## **COLUMN**

**VOICE** 

解説

A&Q

#### 新入隊員の声

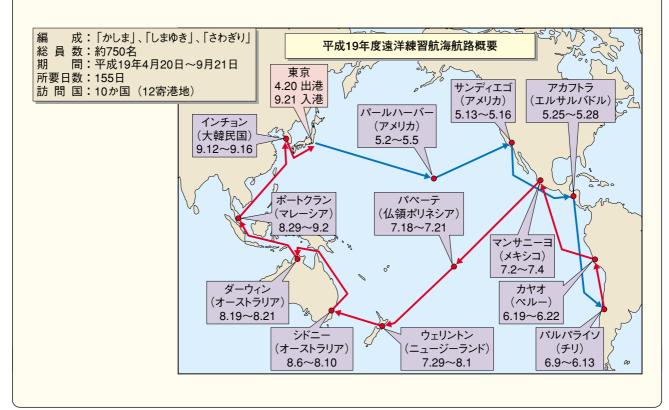
#### 海自実習幹部





練習艦の艦橋にて操艦訓練中の木野3等海尉

今年3月に幹部候補生学校を卒業し、現在は練習艦隊の実習幹部として、遠洋練習航海の途につき、世界を回っています。日本国の代表という気持ちで諸外国と交流を持ち、国際的な素養を養いながら、 一人前の幹部海上自衛官になるために日夜訓練に励んでいます。



## **COLUMN**

**VOICE** 

解説

Q&A

#### 新入隊員の声

#### 

子供の頃から、「空を飛んでみたい。」という思いはありましたが、本気で戦闘機に乗りたいと思ったのは中学生の頃。航空祭で、最初にF-15戦闘機を見て、コックピットに座って「こいつで空を飛びたい!」、その時、描いた夢に向かって今、真っ直ぐ突っ走っています。

自分は中学卒業後、航空自衛隊生徒」に入隊しました。その後、航空学生というパイロットの募集があることを知って、航空学生の入隊試験を受けて合格(倍率約36倍!)、現在、山口県にある航空自衛隊防府北基地の航空学生課程(2年)で、パイロットになるための基礎的な教育を受けています。



体育訓練中の航空学生 笠村3等空曹

といっても、今、自分が受けている教育は、空を飛ぶための操縦技術などの教育ではありません。空を飛ぶためには、一人前の航空自衛官、幹部としての素養、強靭な体力が絶対に必要です。また、空では常にクールで、決してパニックにならない精神的な強さも必要です。正直、教育や訓練はとても厳しく、へこたれそうになることもありますが、同期の仲間と一緒に夢をつかむため、必死の覚悟で教官の指導についていこうと思っています。

夢は、もちろんパイロット、F-15戦闘機に乗ることです。入隊前は、ただパイロットになって空を飛びたいと思っていましたが、今は、国を守るという意識を常に持ち、F-15戦闘機で愛する日本を守る任務に就きたいと思っています。特に、領空に侵入してくる航空機へスクランブル(緊急発進)して対処する任務が主体になると思いますが、最前線で日本の防衛に携われることは、とても誇り高く、やり甲斐のある任務だと思っています。

今後、フライト・コース(飛行教育課程)に進めば、今よりも、もっと厳しい教育、訓練が待っていますが、壁にぶち当たったり、悩むことがあっても、必ず一人前のパイロットになってみせます。そして、平和な日本が続くように、日本の空を守る任務で頑張りたいと思います。

1) 図表Ⅲ-4-1-3 (P330) 参照

## (2) 即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補<sup>8</sup>ア 予備の要員を保有する意義

自衛官の数は、平素は必要最小限で対応している。このため、有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自

衛官の所要を早急に満たさなければならない。この所要を急速かつ計画的に確保するため、わが国では即応予備 自衛官、予備自衛官および予備自衛官補の三つの制度を 設けている<sup>9</sup>。

#### 図表Ⅲ-4-1-5 予備自衛官などの制度の概要

	即応予備自衛官	予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	○防衛力の基本的な枠組みの一部 として、防衛招集命令などを受 けて自衛官となって、あらかじ め指定された陸上自衛隊の部隊 において勤務	○防衛招集命令、災害招集命令を 受けて自衛官となって勤務	<ul><li>○教育訓練修了後、予備自衛官として任用</li></ul>
採用対象	○元自衛官、元予備自衛官	○元自衛官、元予備自衛官	○自衛官未経験者〔予備自衛官 補(一般)、予備自衛官補(技 能)〕
採用年齢	○士:18歳以上32歳未満 ○幹・准・曹:定年年齢に3年を 減じた年齢未満	○士:18歳以上37歳未満 ○幹・准・曹:定年年齢に2年を 加えた年齢未満	○一般は、18歳以上34歳未満、 技能は、18歳以上で保有す る技能に応じ53歳から55歳 未満
採用など	○志願に基づき選考により採用	<ul><li>○志願に基づき選考により採用</li><li>○教育訓練を修了した予備自衛官 補は予備自衛官に任用</li></ul>	<ul><li>○一般:志願に基づき試験により採用</li><li>○技能:志願に基づき選考により採用</li></ul>
階級の 指定	<ul><li>○元自衛官:退職時階級が原則</li><li>○元予備自衛官:退職時指定階級が原則</li></ul>	○元自衛官:退職時階級が原則 ○一般:2士 ○技能:技能に応じ指定	○階級は指定しない
任用期間	○3年/1任期	○3年/1任期	<ul><li>○一般: 3年以内</li><li>○技能: 2年以内</li></ul>
(教育) 訓練	○30日/年	○法律では20日/年以内。ただ し、5日/年で運用	○一般:50日/3年以内(新 隊員教育課程(前期)に相当) ○技能:10日/2年以内(専 門技能を活用し、自衛官とし て勤務するための教育)
昇進	○勤務期間(出頭日数)を満足し た者の中から勤務成績などに基 づき選考により昇進	○勤務期間(出頭日数)を満足し た者の中から勤務成績などに基 づき選考により昇進	○指定階級がないことから昇進 はない
処遇など	○訓練招集手当: 10,400~14,200円/日 ○即応予備自衛官手当: 16,000円/月 ○勤続報奨金: 120,000円/1任期 ○雇用企業給付金: 42,500円/月	○訓練招集手当: 8,100円/日 ○予備自衛官手当: 4,000円/月	○教育訓練招集手当: 7,900円/日 ○防衛招集応招義務は課さない ことから、予備自衛官手当に 相当する手当は支給しない
応招義務等	○防衛招集、国民保護等招集、治 安招集、災害等招集、訓練招集	○防衛招集、国民保護等招集、災 害招集、訓練招集	○教育訓練招集

<sup>8) &</sup>lt;http://www.mod.go.jp/j/defense/yobiji/index.html>参照

<sup>9)</sup> 諸外国でも、予備役制度を設けている。

特に、主として自衛官未経験者を対象とする予備自衛 官補制度は、防衛基盤の育成・拡大を図り、予備自衛官 を安定的に確保し、医療、語学などにおける民間の優れ た専門技術を有効に活用することを目的として制度化さ れたものである。 (図表Ⅲ-41-5 参照)

参照 > 資料56 (P444)

## **COLUMN**

**VOICE** 

解訓

Q&A

#### 予備自衛官の声:日米共同指揮所演習に参加して

予備2等陸曹 富田 葵

学生時代に通訳に憧れていた私は、自衛隊地方協力本部からのすすめで、平成15年に技能公募(語学)の予備自衛官になりました。予備自衛官の訓練を通じて、制服・半長靴の着用法や部隊行動、自衛隊用語には徐々に慣れましたが、肝心の通訳経験がないため、有事の際の職務遂行に不安を感じていた折、昨年7月米国ハワイ州での日米共同方面隊指揮所演習に参加する機会を得ました。

ハワイでの初任務は、米軍高官に対する表敬訪問と国立墓地への献花の際の通訳でした。軍事用語に不慣れな私でしたが、周囲協力と事前の打ち合わせのかいもあり、表敬訪問は、何とか無事に終えることができました。その後、献花を終えてから墓地内を案内して頂きました。埋葬されている第二次世界



日米共同指揮所演習(ハワイ)において 通訳にあたる技能公募予備自衛官 (冨田予備2等陸曹(写真中央))

大戦や朝鮮戦争の戦没者にまつわるエピソードなどの説明をうけたのですが、通訳するとなると、軍事 用語がほとんど無かったにも関わらず、思うように通訳できずに自分の力量不足を痛感することとなり ました。宿泊先に戻り、ベテラン通訳の方に通訳用ノートを見せていただき、メモ取り方法など、通訳 を行う際のコツについて教えてもらい、スムーズな通訳を行うためには、独自の技法の鍛錬が必要だと 再認識しました。

翌日からは、演習司令部の各部署に配属されて通訳を行いました。私は、民事・法務・警務・衛生などの計画を作成する部署に配属されました。会話の内容・用語がともに専門性の高いものであり、また、毎回訳す分野が異なることから、はじめは、訳を訂正してもらったり、通訳を代わってもらったりとさんざんな状況でした。しかし専門用語の意味などについての説明を受け、不明な点を一つひとつ確認しながら、語彙を増やしたり、会話の途中で訳すための時間を作ってもらうなどして、徐々に通訳の幅を広げることができました。この体験から、専門用語の幅広い知識が必要であることを強く感じました。

これらの貴重な経験を今後も活かし、微力ながらもわが国および国際社会の平和の一端を担っていき たいと思います。

#### イ 雇用企業の協力

予備自衛官などは、平素はそれぞれの職業などに就い ているため、必要な練度を維持するには、仕事のスケジ ュールを調整し、休暇などを利用して、訓練招集や教育 訓練招集に応じる必要がある。したがって、これらの制 度を円滑に運用するためには、彼らを雇用する企業など の理解と協力が不可欠である。特に、即応予備自衛官に ついては、年間30日の訓練招集に応じるため、雇用企業 などに、不在時の業務調整や休暇取得の配慮など、必要 な協力を求めることになる。

このため防衛省は、即応予備自衛官を雇用する企業な どの負担を軽減し、即応予備自衛官が安心して訓練に参 加できるよう、訓練参加などのために所要の措置を行っ ている雇用企業などに対し、即応予備自衛官雇用企業給 付金を支給している。

#### (3) 事務官、技官、教官など

防衛省・自衛隊には、自衛官のほか、約2万4,000名の 事務官、技官、教官などが隊員として勤務している。こ れらの隊員は、主に国家公務員採用Ⅰ種、防衛省職員採 用Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験の合格者から採用され、Ⅰ・Ⅱ 種採用者は共通の研修を受けた上で、さまざまな分野で 業務を行っている。

事務官は、内部部局での防衛政策の立案、自衛隊の管 理・運営の基本に関する業務、情報本部などの情報業務、 全国各地の部隊などにおける自衛隊の運営に必要な行政 事務(総務、基地対策など)、後方支援業務(整備・補 給など)などに従事している。

技官は、技術研究本部などで、防衛力の技術的水準の 維持向上を図るために必要な研究開発などに取り組んで いる。教官は、防衛研究所で自衛隊の管理・運営に関す る基本的な調査研究を行ったり、防衛大学校や防衛医科 大学校などで、質の高い隊員を育成するための教育に取 り組んでいる。

技官、教官で、本年3月末において、博士号を取得し ている者は586名である。

なお、これらの事務官などが中心となって職務に従事 している防衛省の各機関においても、自衛官としての知 識が必要な部門を中心に、陸・海・空自衛官が事務官な どと協同で各種業務に従事している。



## 2 日々の教育訓練

自衛隊は、わが国の防衛をはじめとするさまざまな任 務を遂行する。このため、装備などの充実を図るだけで なく、指揮官をはじめとする各隊員の高い能力・知識・ 技能や部隊の高い練度の維持が必要である。そして、い かなる場面でも実力を発揮できる態勢にあることが求め られている。これは、各種事態における自衛隊の迅速・ 的確な対処を可能とすると同時に、ひいては、わが国へ の侵略を意図する国に対し、それを思いとどまらせる抑 止力としての機能も果たしている。

教育訓練は、このような人的な面で自衛隊の任務遂行 能力を強化するための最も重要な基盤である。このため、 自衛隊は、種々の制約の中、事故防止などの安全確保に



航空機から飛び出す陸自空挺隊員

<sup>1)</sup> 教育訓練の細部については、各自衝隊のホームページに掲載:陸上自衛隊 < http://www.mod.go.jp/gsdf/> 、海上自衛隊 < http://www.mod.go.jp/ msdf/>、航空自衛隊<http://www.mod.go.jp/asdf/>参照



懸垂下降訓練を行う海自潜水員



救難降下訓練を行う空自救難員

細心の注意を払いつつ、隊員の教育や部隊の訓練などを 行い、精強な隊員や部隊を練成するとともに、即応態勢 の維持・向上に努めている。

#### 1 自衛官の教育

#### (1) 教育の現状

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部 隊の任務遂行にとって不可欠な要素である。このため、 自衛隊の学校や教育部隊などで、入隊直後の基礎教育か ら始まる在職期間全体を通じた階級や職務に応じた教育 など、段階的かつ体系的な教育を行い、必要な資質を養 うと同時に、知識および技能を修得させている。

また、専門の知識・技能をさらに高める必要がある場合や、それらを自衛隊内で修得するのが困難な場合などには、海外留学を含め、部外教育機関<sup>2</sup>、国内企業、研究所などに教育を委託している。今後も隊員の資質と知識・技能をさらに高めるため、広く部外教育機関などの協力を得つつ、教育を委託していくこととする。

参照 > 資料57 (P444)

#### (2) 統合教育

昨年3月から、統合運用体制が開始された。これをより充実させるためには、統合運用に関する知識・技能が不可欠であり、統合教育は重要な基盤の一つである。そこで自衛隊は、各自衛隊の幹部学校<sup>3</sup>などにおける統合教育をさらに充実させたほか、上級部隊指揮官または上級幕僚となる幹部自衛官が統合教育を受ける統合幕僚学校<sup>4</sup>を主体とする統合教育体系を形成した。

#### (3) 時代に適合した教育

自衛隊の国際社会での活動の機会や諸外国とのかかわりは、ますます増大している。このため、前述の教育に加え、英語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語などの外国語教育を行うとともに、相互理解を目的に留学生を受入れている。さらに、国際平和協力活動を継続的かつ効率的に実施し得るよう、本年3月には、陸自中央即応集団の隷下に国際活動教育隊が新編された。

参照 > 3章1節 (P278)、資料58 (P445)・資料59 (P446)

<sup>2)</sup> 今年度の部外教育機関は、国内では東京大学、早稲田大学など、海外では米国国防大学、ハーバード大学など。

<sup>3)</sup> 各自衛隊の幹部自衛官などに対する、安全保障や防衛戦略などの教育などを行う各自衛隊の機関

<sup>4)</sup> 統合幕僚学校(統幕学校)は、統合幕僚監部に附置される学校で、幹部自衛官に対し統合運用に関する教育を行っている。

#### 2 自衛隊の訓練

#### (1) 各自衛隊の訓練

各自衛隊の部隊などで行う訓練は、隊員それぞれの職務の練度向上を目的とした隊員個々の訓練と、部隊の組織的な行動を練成することを目的とした部隊の訓練とに大別される。

隊員個々の訓練は、職種などの専門性や隊員の能力に 応じて個別的、段階的に行われる。部隊の訓練は、小部 隊から、大部隊へと規模を拡大しつつ訓練を積み重ねな がら、部隊間での連携など総合的な能力の発揮を目標と した大規模な総合訓練も行っている。

(図表Ⅲ-416 参照)

#### 図表Ⅲ-4-1-6 各自衛隊の主要演習実績(平成18年度)

	演習名			期間	場所	参加主要部隊など	備考
陸上自衛隊		北	方転地	18.6.19 ~ 8.11	中部方面区 ~北部方面区 (矢臼別演習場)	第 13 旅団基幹 人員 約 2,000 名 車両 約 650 両	
	協同転地		第1次	18.7.10 ~ 7.25	北部方面区 〜東部方面区 (東富士演習場、 朝霞訓練場など)	第 5 旅団第 6 普通科連隊 基幹 人員 約 250 名 車両 約 60 両	陸・海・空各種移動手段を 併用した長距離機動能力の
	演習	.	第2次	18.8.28 ~ 9.9	東北方面区 〜東部方面区 ・(東富士演習場、	第 9 師団 第 39 普通科連隊基幹 人員 約 720 名 車両 約 120 両	向上および海・空自衛隊と の協同訓練を実施して、師 団以下の統合作戦能力の向 上を図る。
			第3次	18.9.5 ~ 9.18	(東畠工旗自場、 朝霞訓練場、大宮 駐屯地など)	第 6 師団 第 44 普通科連隊基幹 人員 約 800 名 車両 約 150 両	
海上自衛隊	海上自衛隊 演習	実	<b>雲動演習</b>	18.11.9 ~ 11.15	日本周辺海域	自衛艦隊、各地方隊等 艦艇 約 90 隻 航空機 約 170 機	海上作戦における各級指揮 官の情勢判断、部隊運用、 共同/協同連携要領
航空自衛隊	抗空総隊 全航空総隊 新総合演習 一 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学		動訓練	18.11.6 ~ 11.17	日本全域および その周辺	航空総隊等 航空機(延) 約300機	武力攻撃事態等における対 処要領を実動により訓練し、 航空総隊などの任務遂行能 力の向上を図る。

また、このようなわが国の防衛のための訓練に加え、 近年、周辺事態への対応、不審船や武装工作員などによ る事態への対処、大規模テロのおそれがある場合の自衛 隊の施設の警護、他省庁や地方公共団体などとの共同訓 練など、自衛隊の任務の多様化に対応した訓練の充実に も努めている。

(図表Ⅲ-41-7 参照)

参照 > 1章2節 (P185)

#### 図表Ⅲ-4-1-7 警察・海上保安庁との共同訓練実績(平成18年度)

月日	場所	参加部隊	など
ЛП	(駐屯地)	陸自側	警察
18.10.13	善通寺	第14旅団(香川県 善通寺市)	香川県警察、 徳島県警察、 愛媛県警察、 高知県警察
18.11.29	飯塚	第4師団(福岡県 春日市)	福岡県警察
19.2.20	朝霞	第1師団(東京都練馬区)	埼玉県警察、 茨城県警察
19.2.21	信太山	第3師団(兵庫県 伊丹市)	大阪府警察、 奈良県警察、 和歌山県警察
19.3.7	旭川	第2師団(北海道旭川市)	北海道警察 旭川方面本部

期間	訓練名	場所	参加部隊など			
<b>光</b> 月1日]	训派石	<i>-物パ</i> リ	海自側	海保側		
18.5.27 ~5.28	平成18年度 海上保安庁 観閲式及び 総合訓練	羽田沖	護衛艦 ×1	巡視船 ×6 航空機 ×1		
19.3.12	不審船対処 に係る共同 訓練	佐世保 周辺海 域	護衛艦 ×1 ミサイル艇×1 P-3C ×1 SH-60J×1	巡視船艇×3 航空機 ×1		

#### (2) 統合訓練

わが国への武力攻撃などが発生した場合に、自衛隊が、 その能力を最も効果的に発揮するためには、平素からの、 陸・海・空自衛隊の統合訓練が重要である。このため自 衛隊は、従来から二以上の自衛隊が協同する統合訓練を 行ってきたが、昨年3月の統合運用体制への移行にとも ない、統合訓練をさらに充実・強化している。 たとえば、わが国への直接の脅威を防止・排除するための演習である自衛隊統合演習、日米共同統合演習、弾道ミサイル対処訓練などのほか、国際平和協力活動などを想定した国際平和協力演習、統合国際人道業務訓練などがある。

(図表Ⅲ-4-1-8 参照)

#### 図表Ⅲ-4-1-8 統合演習の実績(平成18年度)

演習名	期間	場所	参加部隊など	備考		
<b>供自</b> 石	光月月	一一一	日本側	米国側	川 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
自衛隊統合 演習(指揮 所演習)	18.9.11 ~9.15	市ヶ谷駐屯地等	統幕、情報本部、陸・海・空 各幕、各方面隊、自衛艦隊、 各地方隊、航空総隊、航空支 援集団等 約1,800名		武力攻撃事態等各種の事態 に際しての自衛隊の一体的 な運用について演練し、自 衛隊の統合運用能力の維 持・向上を図る。	
日米共同統 合演習(指 揮所演習)	19.1.29 ~2.8	市ヶ谷駐屯地、 在日米軍横田基 地等	統幕、情報本部、内部部局、 陸·海·空各幕、各方面隊、 自衛艦隊、各地方隊、航空総 隊、航空支援集団等 約1,350名	在日米軍司令部、在日米各軍司令部等約3,100名	わが国防衛のための日米共 同対処および周辺事態等各 種の事態に際しての自衛隊 の対応と日米協力について 演練し、共同統合運用能力 の維持・向上を図る。	

## **COLUMN**

VOICE

解説

Q&A

#### 立入検査課程(海自)の教官の声

海上自衛隊第1術科学校警備科(立入検査班長) 3等海佐 奥村徹也

私は、海上自衛隊第1術科学校で立入検査班長と して、立入検査課程を受け持っている教官です。立 入検査課程は、平成11年の能登半島沖の不審船事 案を契機に平成13年度に新設された比較的新しい 教育課程です。

さて、一口に「立入検査課程」と言っても、海上 自衛隊が船舶に対して実施する検査活動は、その根 拠とする法律に基づき、大きく三つに分類されます。 まず、船舶検査活動法に基づき実施する、乗船して の「検査」、次に、海上における警備行動時に海上 保安庁法を準用して実施する「立入検査」、最後に、 防衛出動時に外国軍用品等海上輸送規制法に基づき 実施する「停船検査」です。立入検査課程では、こ れらの検査活動において、護衛艦などから隊員を派



船舶型教材で乗船実習中の 立入検査課程学生(手前)と船員役の教官(奥)

遣し、対象船舶に乗船して積荷、船舶書類、船内区画の検査などを実施するための教育を実施していま す。しかし、各種法律に基づく権限の違いが複雑であり、学生にこの違いを確実に覚えさせるために、 日々苦慮しています。

また、海上自衛官の教育は、通常、機器操法や事務手続の教育が中心であり、主として機械や書類相 手のものが多いのですが、当課程では検査活動のための人対人の対応要領に関する教育が中心になりま す。特に、船上で相手が危険な行為に及ぶことも考えられるため、危険を伴う拳銃、警棒などの操作要 領は、根拠となる法律に基づき、適時適切に操作できるよう、頭で理解したことを体で覚える教育に重 点をおいています。学生に完璧に実技を修得させるため、教官は教務時間に限らず、夜間の自習時間や 休日においても、学生からの指導要請に対応できるよう学生と共に過ごしています。

このように、教官が学生と常に一緒にいることで、約4週間という限られた期間内での能力向上を図 るとともに、課程全体に「教えられるが故に学ぶ」という姿勢ではなく「学ばんと欲するが故に教えを 乞う という積極的な雰囲気を醸成しています。

終わりに、昨今の国際情勢から、海上自衛隊による船舶に対する検査活動などの実施の可能性は常に 存在すると考えられますが、我々教官は、いついかなる時でも、立入検査などの任務を完遂できる精強 な隊員の教育に尽力しているところです。

#### (3) 教育訓練の制約と対応

自衛隊の訓練は、可能な限り実戦に近い環境下で行うよう努めており、さまざまな施設・設備<sup>5</sup>を有しているが、制約も多い。

特に、訓練を行う演習場や海・空域、射場などが、必ずしも十分な広さとはいえないこと、地域的に偏っていること、使用できる時期に制限があることなどの制約6は、装備の近代化などに伴い、ますます拡大する傾向にある。また、実戦的な訓練の一つとして実施する電子戦7環境下での訓練についても、電波干渉の防止の観点から制約がある。

各自衛隊は、こうした制約に対応するため、大規模な 演習場まで移動して訓練を行うなど、限られた国内演習 場などを最大限に活用しているほか、国内では得られな い訓練環境を確保できる米国およびその周辺海域におい て、実射訓練や日米共同訓練を行うことなどを通じて、 より実戦的な訓練を行うよう努めている。

(図表Ⅲ41-9 参照)



陸自中SAMの米国における年次射撃

#### (4) 安全管理

自衛隊の任務が、わが国の防衛などであることから、 その訓練や行動に危険が伴うことは避けられない。しか し、国民の生命や財産に被害を与えたり、隊員の生命を 失うことなどにつながる各種の事故は、絶対に避けなけ ればならない。

安全管理は、不断の見直し、改善が不可欠であり、防衛省・自衛隊が一丸となって取り組むべき重要な課題である。防衛省・自衛隊では、今後も、平素からの航空機の運航や射撃訓練時などにおける安全確保に最大限留意するとともに、海難防止や救難のための装備、航空保安無線施設の整備なども進めていくこととしている。

<sup>5)</sup> たとえば、陸上自衛隊では、連隊・師団レベルの指揮・幕僚活動を演練するための指揮所訓練センター、中隊レベルなどの訓練を行うための富士訓練センターや市街地訓練場などである。

<sup>6)</sup> たとえば、戦車、対戦車へリコプター、ミサイル、長射程の火砲、地対空誘導弾(改良ホークやペトリオット)、地対艦誘導弾、魚雷などの射撃訓練については、国内の射場が限られていたり、射程が長く国内では射撃ができないものがある。また、広大な訓練場を要する大部隊の演習、比較的浅い海域で行う掃海訓練や潜水艦救難訓練、早朝や夜間の飛行訓練などにも、さまざまな制約がある。

<sup>7)</sup> 敵の電磁波を探知し、これを逆用し、あるいは、その使用効果を低下させ、または無効にするとともに、味方の電磁波の利用を確保する活動のこと。

#### 図表Ⅲ-4-1-9 各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績(平成18年度)

	訓練名	期間	場所	派遣部隊
<b>7</b> ±	ホーク・中SAM部隊実射 訓練	18.9.9~ 12.10	米国ニューメキシコ州マクレガー 射場	17個高射中隊
陸上自衛隊	米国における射撃訓練	18.9.7~ 9.16	米国ワシントン州ヤキマ演習場	第7師団基幹の戦車部隊、第2師団 の対戦車誘導弾部隊、北部方面隊の 対戦車へリコプター部隊
1931	地対艦ミサイル部隊実射 訓練	18.10.1~ 11.12	米国カリフォルニア州ポイントマ グー射場	6 個地対艦ミサイル連隊
	護衛艦等の米国派遣訓練	18.5.11~ 8.15	ハワイ周辺の中部太平洋など	護衛艦 4 隻 *リムパック2006(18.6.26~7.28) 参加を含む。
海上	固定翼哨戒機の米国派遣 訓練	18.6.9~ 8.4	同上	P-3C 8機 *リムパック2006(18.6.26~7.28) 参加を含む。
海上自衛隊	潜水艦の米国派遣訓練	18.6.5~ 8.25	ハワイ周辺の中部太平洋など	潜水艦1隻
	敷設艦「むろと」のグア ム方面派遣訓練	18.10.8~ 11.30	グアム島方面	敷設艦1隻 *敷設訓練など
	潜水艦の米国派遣訓練	19.1.9~ 4.11	ハワイ周辺の中部太平洋など	潜水艦1隻
航空自衛隊	高射部隊等年次射擊	18.8.14~ 12.2	米国ニューメキシコ州マクレガー 射場、ホワイトサンズ射場	12個高射隊、高射教導隊、8個基 地防空隊



## 隊員の処遇と人事施策など

自衛隊の対応すべき事態は、昼夜の別なく起こるもの であり、隊員はいつでも職務に従事できる態勢になけれ ばならない。特に自衛官の職務は、各種の作戦を行うた めの航空機への搭乗、長期間にわたる艦艇や潜水艦での 勤務、落下傘での降下など厳しい側面がある。このため、 防衛省・自衛隊は、隊員が誇りを持ち、安心して職務に 従事できるよう、職務の特殊性を考慮した俸給と諸手当 の支給、医療や福利厚生などの充実を行っている。

(図表Ⅲ-4-1-10 参照)

#### 防衛力の人的側面についての抜本的 1 改革に関する検討会

防衛省では、人的基盤の重要性を認識し、新しい時代 に向けて、種々の施策しを推進しているところであるが、 近年の急速に進む少子化、自衛官のライフサイクルの変 化などを踏まえると、人材の安定的な確保や隊員が安心

<sup>1)</sup> 男女共同参画への取組については<http://www.mod.go.jp/j/news/2006/07/12.html>、次世代育成支援対策の推進については<http://www.mod. go.jp/j/info/koudou/index.html>をそれぞれ参照

#### 図表Ⅲ-4-1-10 主な人事施策

項目	防衛省・自衛隊の施策	関連する政府の動きなど
公務員制度改革に関連した検討	<ul><li>○昨年1月より新人事評価制度の試行を開始</li><li>○留学離職者の費用償還制度、官民交流制度の改善および自己啓発休業の導入については、他の国家公務員とともに法整備を実施</li><li>○国家公務員法等の一部を改正する法律案の国会提出を受け、特別職としての特殊性を十分考慮しつつ、自衛隊員に適用される法律につき検討中</li></ul>	公務員制度改革について (07 (平成 19) 年 4 月 24 日閣議決定)
男女共同参画の 取組	○01 (平成13) 年、防衛庁副長官を本部長とする「防衛庁男女共同参画推進本部」を設置し、これまでに各種の施策を実施 ○06 (同18) 年、同本部において「防衛庁における男女共同参画に係る基本計画」を策定するなど、女性職員の採用・登用の拡大、職業生活と家庭生活の両立支援、女性職員の配置状況などに留意した施設の整備や艦船などの設備の整備などを推進	男女共同参画社会基本法 (99 年(同 11)年) <sup>(注 1)</sup>
次世代育成支援 対策の推進	○「防衛庁次世代育成支援対策推進委員会」を設置 ○「防衛庁特定事業主行動計画」を策定(特に、男性職員の育児休業 や特別休暇の取得促進および庁舎内の託児施設の設置などへの取組)	次世代育成支援対策推進 法(03(同 15)年) (注2)
メンタルヘルス にかかわる取組	○ 03(平成 15)年、「防衛庁自殺事故防止対策本部」を設置し、自 殺防止施策の検討、自殺予防参考資料の各駐屯地などへの配布など を実施 ○ カウンセリング態勢の充実や教育用ビデオの作成・普及を通じた、 隊員の意識の啓発 ○ メンタルヘルスに関連した課題として、心的外傷後ストレス障害 (PTSD: Post-Traumatic Stress Disorder)、惨事ストレスに関する 取組を検討	
准尉や曹の自衛官 の活性化の取組	○陸・海・空自衛隊では、曹士自衛官に対する服務指導などの新たな 役割を准尉や曹の自衛官に付与。たとえば、海自においては、03(平 成 15)年4月より先任伍長制度を導入しているほか、陸自、空自 においても、昨年から上級曹長制度、准曹士先任制度の検証・試行 を開始	

- (注) 1 <a href="http://www.gender.go.jp/9906kihonhou.html"> 参照</a>2 <a href="http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/suisin.html"> 参照</a>

上記表において、「防衛庁」と記載したものは当時。

して職務に専念する環境を整えるため、広範囲にわたる 防衛力の人的側面に焦点を当てた抜本的な改革が喫緊の 課題となっている。そこで、昨年9月には、防衛庁長官 (当時)を委員長とし、庁(当時)内幹部および部外有 識者からなる「防衛力の人的側面についての抜本的改革 に関する検討会」を設置した。同検討会の下、事務次官 を長とする幹事会のほか、6つの検討グループ(①検討 総括、②全般、③ライフサイクル、④自衛官任用体系等、 ⑤階級・給与体系、⑥退職後の経済的措置)を設け、各 種の調査や検討を実施している。

同検討会は、本年5月現在4回の会合を開催しており、 昨年12月、同検討会の検討に必要な各種の調査を実施す るとともに、現職自衛官2,000名および自衛隊退職者1,000



防衛力の人的側面についての 抜本的改革に関する検討会の様子

名に対してアンケート調査を行うなどして、防衛力の人 的側面に係る問題点を整理し、本年3月には、「非任期 制自衛官の採用数拡大」、「定年後自衛官の活用」、「幹部 自衛官ソースの見直し(若年で幹部に昇進する者の割合 を増加させ、中高年で昇進する者の割合を減少)」、「幹 部と曹士自衛官の俸給表の在り方」、「中途退職制度」、 「退職後の生活の支援策」などに関する問題解決のため の方向性について検討を行った。本年5月現在、これま での調査や検討の成果を踏まえ、今夏に一定の結論を得 るべく引き続き検討作業を進めている。なお、本検討会 における結論のうち、可能なものから実施することを考 えている。

#### 2 自衛隊員の自殺防止への取組

98(平成10)年以来、わが国では、年間自殺者数が3万人を超え、深刻な社会問題になっている中、自衛隊においても、自衛官の自殺者数は、近年増加傾向にあり、04(同16)年度に94名と過去最多となり、05(同17)年度、昨年度はともに93名であった。

自衛隊員の自殺は、隊員個人および残された家族にとっても不幸なことであると同時に、有為な隊員を失うことは、極めて残念なことであることから、防衛省としては、03(同15)年7月、防衛庁長官政務官(当時)を本部長とする防衛庁自殺事故防止対策本部(当時)を設置し、自殺防止のため以下のような施策を実施しているが、引き続き、各種施策の強化に努め、自殺防止に取り組んでいくこととしている。

- (1) カウンセリング態勢の拡充(部内相談員、部外カウンセラー、24時間受付の電話相談窓口)
- (2) 指揮官が部下隊員の不調に気づくことができるよう になるための教育や一般隊員へのメンタルヘルスに 関する教育などの啓発教育の強化
- (3) 春、夏の異動時期に合わせてメンタルヘルス強化期間を設置し、異動など環境の変化を伴う部下隊員に

対する心情把握の徹底や、各種参考資料の配布、講 演会の実施

など

#### 3 殉職隊員への追悼など

50 (昭和25) 年、警察予備隊が創設され、保安隊・警備隊を経て今日の自衛隊に至るまで、自衛隊員は、わが国を取り巻く諸情勢の変化に対応するとともに、国民の期待と信頼に応えるべく日夜精励し、旺盛な責任感をもって危険を顧みず、わが国の平和と独立を守る崇高な任務の完遂に努めてきた。その中で、任務の遂行中に、不幸にしてその職に殉じた隊員は、1,700名を超えている。

防衛省・自衛隊では、殉職隊員が所属した自衛隊の各部隊において、殉職隊員への哀悼の意を表するため、葬送式を実施しており、さらに、このような職に殉じた自衛隊員の功績を永久に顕彰し、深甚なる敬意と哀悼の意を捧げるため、さまざまな形で追悼を行い、残された御遺族への対応を行っている。

まず、防衛省・自衛隊は、毎年自衛隊記念日またはその前後に、防衛省本省にある慰霊碑地区(「メモリアルゾーン」<sup>2</sup>)において、自衛隊殉職隊員追悼式を行っている。この式は、殉職隊員の御遺族をはじめ、内閣総理大臣と防衛大臣以下の防衛省・自衛隊高級幹部のほか、歴代の防衛庁長官などが参列して営まれ、内閣総理大臣および防衛大臣などによる追悼の辞、儀じょう隊による弔銃、参列者全員による拝礼などが行われる。また、メモリアルゾーンにある自衛隊殉職者慰霊碑には、殉職した隊員の氏名などを記した銘板が納められている。

この慰霊碑には、国防大臣などの外国要人が防衛省を 表敬した際、献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀 悼の意が表わされており、その数はこれまでに25か国、 50人<sup>3</sup>となっている。また、防衛大臣などの防衛省幹部が 離着任する際にも、同様に敬意と哀悼の意が表わされて いる。

<sup>2)</sup> 自衛隊殉職者慰霊碑は、62(昭和37)年に建てられ、その後、風化による老朽化が進んだことから、80(昭和55)年に建て替えられた。その後、防衛 庁本庁庁舎(当時)の市ヶ谷移転に伴い98(平成10)年、自衛隊員殉職者慰霊碑や市ヶ谷に点在していた記念碑などを慰霊碑地区東方に移設し、「メモリ アルゾーン」として整理された。しかし、狭い地積であったため、儀じょう隊を伴った慰霊行事などの実施が難しいなどの問題点があった。このようなこと から02(同14)年2月から同地区の整備が開始され、地積を拡大するとともに、休憩所などを新設し、03(同15)年に現在の形に整えられた。メモリア ルゾーンは、市ヶ谷記念館、厚生棟、儀じょう広場などとともに市ヶ谷台ツアー(参照>P475)の見学コースになっており、多くの見学者が訪れている。

<sup>3) 03 (</sup>平成15) 年9月以降本年3月末までの数。

このほか、自衛隊の各駐屯地および基地において、同様の追悼式などを行っている。

参照 > コラム「内閣総理大臣の殉職隊員葬送式への参列」(P348)



自衛隊殉職隊員追悼式に参列する 安倍内閣総理大臣(昨年10月)

## **COLUMN**

**VOICE** 

解説

A&Q

#### 防衛省の託児施設開設(三宿駐屯地)

防衛省は、本年4月、隊員の子育支援<sup>1</sup>のため、 三宿駐屯地(東京都世田谷区)に自衛隊の特性にあった育児の場を確保するためのモデルケースとして 託児施設をオープンした。

この託児施設は、4階建て隊舎の1階を改修した もので、一般保育室、病後児保育室、調理室、医務 室などが設置されており、0~5歳児(小学校就学 前児童)を保育対象としている。

特徴は、隊員の勤務時間が不規則<sup>2</sup>になることが 多いという自衛隊の特性に対応したもので、通常の 保育時間が早朝から夜間までと長く、さらに夜間保 育や休日保育も実施していることであり、保護者で



本年4月三宿駐屯地に開設された託児施設 「キッズガーデン三宿」

ある隊員からは「夜勤や災害派遣などあらゆる勤務状況に応える24時間対応の施設は心強い。」との声が上がっている。

防衛省では、本託児施設において「隊員が利用しやすく、質の高い保育」を目指すとともに、今後、 職員のニーズを踏まえつつ、他の駐屯地や基地内にも託児施設を展開することを検討している。

<sup>1)</sup> 防衛省は、「次世代育成支援対策推進法」(03 (平成15) 年7月施行)に基づく行動計画策定指針(同年8月告示)に即し、特定事業主行動計画を策定(05 (同17) 年3月)した。同計画では、隊員の職業生活と家庭生活の両立を支援するために、施設面における環境の整備を図るとし、庁舎内への託児施設の設置については早急に対策を講ずるべき事項とした。

<sup>2)</sup> 当直勤務、シフト勤務、非常呼集、長期にわたる演習、訓練および災害派遣など。

## **COLUMN**

VOICE

解説

Q&A

#### 防衛省・自衛隊のメンタルヘルス・ケアはどうしているのですか?

防衛省・自衛隊は、隊員が強い使命感を持って、 わが国防衛という崇高な任務を全うするためには、 隊員のメンタルヘルス(精神的健康)を保持するこ とが極めて重要であるとの認識の下、メンタルヘル スに関するさまざまな取組を行っています。

00 (平成12) 年 3 月から 5 月にかけて実施され た部隊ヒアリングの結果、隊員が利用しやすい相談 体制の整備などの重要性が指摘され、同年7月、部 外有識者等による「自衛隊員のメンタルヘルスに関 する検討会」を設置しました。ここ数回にわたる会 合を経て、同年10月に「自衛隊員のためのメンタ ルヘルスに関する提言」が取りまとめられ、「直ち に実現し得る施策の提言」として、メンタルヘルス 活動の統制システムの形成、啓発教育の徹底、カウ



階級を意識しないよう私服で メンタルヘルス教育を受講する海自隊員の様子

ンセリング体制の強化などが示され、防衛省・自衛隊としては、同提言に沿って、メンタルヘルスに関 する各種施策を推進してきました。

また、03(同15)年7月、長官政務官(当時)を長とする「防衛庁自殺事故防止対策本部」(当時) を設置し、メンタルヘルスに関する啓発教育の強化やカウンセリング態勢の充実など、メンタルヘルス にかかわる施策を推進しています。

たとえば、カウンセリング態勢については、

- 部内相談員<sup>1</sup>の配置(各駐屯地など)
- 部外カウンセラーの招聘
- 部外電話相談窓口の開設(24時間体制)

などの整備・拡充に努めています。

#### 1) 部内相談員

- 陸自:○ 中隊などに1名、駐屯地に2名配置(各種カウンセリング教育を終了した隊員)
  - 各方面総監部に心理幹部 (3佐) を配置
- 部隊、艦艇ごとに相談員を配置(各種カウンセリング教育を終了した隊員) 海自∶○
  - 各総監部の人事相談室における相談の受付
- 空白:〇
- は当生先任による相談の受付(各種カウンセリング教育を終了した隊員) 岐阜病院精神保健部において「精神保健担当官等講習」を実施し、カウンセラーの要員養成に努めており、修了者のうち2名が基地 において部隊カウンセラーなどとして相談を受け付けている。



## 隊員の退職・再就職など

#### 1 隊員の退職と再就職のための取組

自衛隊は、精強さを保つため、先に説明した若年定年制および任期制という制度を採用している。このため多くの自衛官は、一般の国家公務員と異なり、50歳代半ば(若年定年制自衛官)および20歳代(大半の任期制自衛官)で退職することとなっている。

このため、自衛官の将来への不安を解消し、在職中に 安んじて職務に精励できるようにするとともに、その士 気を高め、優れた資質を有する人材を確保するためにも、 退職後の生活基盤の安定確保が重要である。

こうしたことから防衛省は、退職予定自衛官の再就職に関する施策を、人事施策における最重要事項の一つとしてとらえ、再就職に有効な職業訓練や雇用情報の有効活用などの就職援護施策を行っている。

具体的には、再就職に有効な知識や技能を身につける ための教育や訓練、退職自衛官の公的部門への採用の推 進、各自衛隊などが有する雇用情報のネットワーク化、 職業訓練課目の充実による再就職希望者の能力の向上な どである。

就職援護に際しては、地域の援護協力組織などの協力を得る一方、防衛省には独自に職業紹介を行う権限がないため、厚生労働大臣と国土交通大臣の許可を得た財団法人自衛隊援護協会が、退職自衛官に対する無料職業紹介事業などを行っている。今後も厳しい雇用情勢が続くことが予想される中、一層安定した雇用を確保するためには、地方公共団体などの協力がますます必要な状況となっている。

なお、再就職した退職自衛官は、製造業やサービス業など幅広い分野で活躍しており、近年では、地方公共団体において、防災などの危機管理の分野でも採用されている。退職自衛官は、全般的に責任感、勤勉さ、体力・気力、規律などの面で優れていること、特に、定年退職自衛官は長年の勤務でつちかわれた高い指導力を有することなどから、雇用者に高く評価されている。

#### 図表Ⅲ-4-1-11 就職援護のための主な施策

区分	内 容
職業適性検査	○適性に応じた進路指導などを 行うための検査
技 能 訓 練	○退職後、社会において通用する技能を付与(大型特殊自動車、 情報処理技術、クレーン、自動 車整備、ボイラー、危険物取扱 など)
自動車操縦訓練	○大型自動車免許を付与
防災・危機管理教育	○防災行政のしくみ及び国民保 護計画などの専門知識を付与
通信教育	<ul><li>○定年退職予定の自衛官に対し 公的資格を取得し得る能力を 付与(社会保険労務士、衛生管 理者、宅地建物取引主任など)</li></ul>
業務管理教育	○定年退職予定の自衛官に対し 社会への適応性を啓発すると ともに、再就職および退職後 の生活の安定を図るために必 要な知識を付与
就職補導教育	○任期満了退職予定の自衛官に 対し、職業選択の知識および 再就職に当たっての心構えを 付与

(図表Ⅲ-4-1-11 参照)

### 2 隊員の離職後の再就職についての規 制

自衛隊員の再就職先については、不正などを防止するとの観点から、規制が設けられている。具体的には、自衛隊員が離職後2年間に、その離職前5年間に在職していた組織と契約関係にある営利企業に就職する場合は、防衛大臣などの承認」が必要となっている。なお、昨年、大臣が自衛隊員の営利企業への就職を個別に承認したのは78件(78名)である。

#### 3 再任用制度

再任用制度は、定年後においても引き続き隊員として働く意欲と能力のある者を改めて採用する制度である。本制度により、高齢・有為な人材の積極的活用、雇用と年金の連携の確保を図ることが可能となる。防衛省・自衛隊は、この制度に基づき、本年5月末現在221名を再任用している。

(図表Ⅲ-4-1-12 参照)

#### 図表Ⅲ-4-1-12 再任用制度の概要

区分	事務官など	自衛官
基本的考え方	○現行の定年年齢 を維持した上 で、60歳代前半 に公務内で働く 意欲と能力ある 職員を再任用	○現行の定年年齢を維持 した上で、退職後も自 衛官として働く意欲と 能力のある者を、大臣 が定める業務を行うポ ストに引き続き再任用
任用形態	○フルタイム勤務 ○短時間勤務	○フルタイム勤務に限定
任期	○ 1 年以内、更新 可能	○1年以内、更新可能 ○出動などの際は、一定 の期間(1年~6か月) 延長可能
任用上限 年齢		度から15年度においては 年ごとに1年ずつ段階的
給与		階級ごとに単一の俸給月 ほか、通勤手当などの諸

## **COLUMN**

**VOICE** 

解説

A&Q

### 内閣総理大臣の殉職隊員葬送式への参列

本年3月30日、鹿児島県知事から、緊急患者を空輸するための災害派遣要請を受け、那覇から徳之島に向かった陸上自衛隊第1混成団第101飛行隊所属のヘリコプターが墜落し、4名の隊員の尊い命が失われた。

安倍内閣総理大臣は、4月15日に航空自衛隊那覇基地内で行われた殉職隊員の葬送式に参列し、「自衛隊員としての誇りと責任感を身をもって示した4名の隊員を失ったことは、最高指揮官として痛恨の極みであります。4名の隊員は、悪天候の夜間という極めて過酷な状況の中、身の危険を顧みず、患者救命を第一に最後まで任務



空自那覇基地(沖縄県)で行われた 殉職隊員葬送式において 弔辞を述べる安倍内閣総理大臣

を完遂しようと努められ、ついに帰らぬ人となりました。この尊い犠牲を無にすることなく、その御遺 志を受け継ぎ、国民と国土を守り抜いていくことが、我々に課せられた責務であります。」と弔辞を述 べ、殉職した隊員の御冥福を祈った。

自衛隊の行う災害派遣は、緊急性が高く、公共の秩序を維持するため、人命または財産を保護する必要があり、また、自衛隊のほかにその活動を行うことができない場合に行われ、危険かつ過酷な状況・場所での活動となることが多い。自衛隊は、これからも「守るべきもの」のため、危険な状況下においても黙々と任務を全うする。



## 情報通信能力を強化するための取組

防衛省・自衛隊における情報通信は、指揮中枢と各自 衛隊の各級司令部、末端部隊に至る指揮統制のための基 盤であり、いわば「神経系統」というべきものである。 したがって、防衛省・自衛隊は、自衛隊の任務遂行能力 に直結する情報通信能力などを強化するための取組を重 視している。

#### | 1 情報通信技術 (IT) 革命への対応

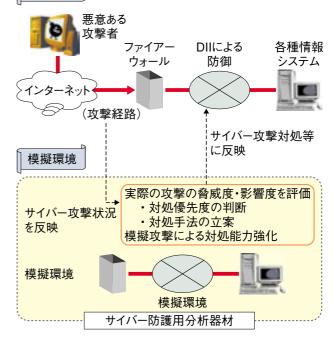
防衛省・自衛隊は、近年の情報通信技術革命に対応すべく、情報優越<sup>1</sup>を追求し、防衛力の統合的かつ有機的な運用を可能とする基盤を体系的に構築するために、①防衛情報通信基盤(DII)やコンピュータ・システム共Defense Information Infrastructure 通運用基盤(COE)など、高度なネットワーク環境の整備、②中央指揮システム(CCS)や陸・海・空自衛隊の各種指揮システムの整備など、情報通信機能の強化<sup>2</sup>、③防衛省・自衛隊のシステムのサイバー攻撃からの防御など、情報セキュリティの確保<sup>3</sup>を中核とする三つの施策の具現化を進めてきた。

## 2 今後の情報通信政策(アクションプラン)

今後、防衛省・自衛隊は、統合運用の推進や国際平和協力活動の円滑な遂行といった自衛隊の新たな運用ニーズにも対応しなければならない。このため、これまでに構築した情報通信基盤を生かしつつ、より広範・機動的な情報通信態勢を構築することが課題となっている。この課題を解決するため、指揮通信能力などの強化に係る政策目標<sup>4</sup>を設定し、内外の優れた情報通信技術に対応した高度な情報通信態勢の構築を推進している。

#### 図表Ⅲ-4-1-13 サイバー攻撃対処・評価機能の充実

### 実運用環境



その結果、DIIについては、昨年度末現在で、防衛省の大半の情報システム(約130の情報システム)が加入する全自衛隊に統一的なネットワークとして運用されている。また、COEについては、昨年度末現在で、各種指揮システムに適用する共通基盤を構築し、情報システムへの適用を進めているところであるほか、補給、経理などの後方業務に使用する情報システムに適用する共通基盤の構築を進める段階に入っている。

今年度は、これらDII、COEの充実などを引き続き推

<sup>1)</sup> 情報の認知、収集、処理および伝達を迅速かつ的確に行うことについて相手方に優ること。

<sup>2)</sup> 防衛情報通信基盤(DII:全自衛隊の統一的なネットワーク)、コンピュータ・システム共通運用基盤(COE:各自衛隊などが整備しているコンピュータ・システムで共通に利用する基盤的なソフトウェア群)、中央指揮システム(CCS:陸・海・空各自衛隊などの各種指揮システムとオンライン接続してデータの集約処理などを行う中央指揮システム)の細部については、<a href="http://www.mod.go.jp/j/library/archives/it/youkou/">http://www.mod.go.jp/j/library/archives/it/youkou/</a>

<sup>3)</sup> たとえば、日米間の防衛協力の一環として、日米間の情報交換などによるサイバー攻撃時への対処能力向上を目的とした、「情報保証とコンピュータ・ネットワーク防御における協力に関する了解覚書」(MOU)(昨年4月)の締結などがある。

<sup>4) 「</sup>指揮命令ライン(縦方向)の情報集約・伝達の充実」、「部隊レベル(横方向)の情報共有の推進」、「サイバー攻撃対処態勢の構築」、「外部との情報共有の推進」、「各種通信インフラの充実」の5つである。

進するほか、自衛隊指揮通信システム隊(仮称)の新編、 実際のサイバー攻撃を模擬環境で再現し、サイバー攻撃 対処・評価機能の強化を図るなどの施策を新たに行う。

(図表Ⅲ-41-13 参照)

参照 > II部2章4節 (P118)



## 装備品の効率的な取得のための取組

防衛上のニーズに対応した装備品を効率的に取得する ことは、わが国の防衛力を支える重要な要素の一つであ り、また、装備品にかかる生産・技術基盤を国内におい て平素から確保しておくことも必要不可欠である。

このため、防衛省では、装備品の取得に係る各種の改 革施策を推進するとともに、技術研究本部などでの研究 開発に取り組んでいる。ここでは、こうした取組につい て説明する。

#### 総合取得改革の推進ー改革の経緯と 各種検討の概要-

現在、防衛省は、装備品などの調達・補給・ライフサ イクル管理の効率化・合理化、調達の透明性・公正性の 向上、さらに真に必要な防衛生産・技術基盤の維持・育 成を目的として総合取得改革に取り組んでいる。

主要な防衛装備品は、調達された後も、部隊において 10年から20年間以上の長期にわたり運用される。装備品 の高機能化や取得数量の減少に伴う高価格化などを踏ま えれば、装備品の運用構想、開発、量産、運用(維持・ 修理を含む)、廃棄に至るライフサイクルを通じた効率 的、合理的な管理を目指す改革は一層重要である。

このような経緯から、装備品の効率的な取得を行うた め、昨年7月、装備本部を設置し、今後、装備品の効果 的なコスト管理を通じて装備品のライフサイクル管理の 強化を進めることとしている。

また、防衛省では、効率的な装備品などの調達を図る ため、複数年度に分けて調達予定の装備品などの単年度 での一括調達、二以上の自衛隊の装備品などの一括調達、 開発に際しての仕様の一部共用化・共通化、民生品の活 用の促進、民間委託、維持・整備コストの見直しなどを

行っている<sup>1</sup>。さらに、自衛隊の在庫部品などの調達の効 率化・合理化を図る一方、装備品の原価計算方法などの 改善についても検討を進めている。

一方、政府全体として公共調達の適正化に取り組んで いる中、防衛省においても、調達の透明性・公正性の向 上の観点から、総合評価落札方式の導入拡大、複数年度 契約の拡大、入札手続きの効率化など、随意契約の見直 しなどに取り組んでいる。これらの改善策の徹底ととも に、装備品の調達を行っている装備本部に監査担当副本 部長の設置などを行うとともに、内部部局に監査担当の 審議官および監査課を設置した。

また、企業からの情報流出を未然に防止するため、秘 密保全特約について、新たに違約金を課す特約条項を追 加したほか、情報セキュリティ特約の対象を全ての装備 品などに係る契約企業に拡大した。

#### 防衛産業・技術基盤の充実強化

防衛産業は、わが国の安全保障の一翼を担う重要な産 業である。したがって、「質の高い装備品を短期間で、 安く、取得する」ためには、わが国において、装備品を 設計・製造・維持する能力を持つ防衛生産・技術基盤を 平素から確保しておくことが必要不可欠である。特に、 航空機、艦船、戦車、誘導弾などの主要装備品について は、概して、生産数が少量で、初期投資が多く、高度の 技術能力が要求されることから、個々の装備品を開発・ 生産できる企業は、1社ないし数社に限られる。このた め、装備品の製造にたずさわる一企業の市場からの撤退 が、装備品の安定的な取得や維持に直ちに支障を及ぼす おそれがある。また、この基盤を維持することは、仮に 海外から装備品を調達する場合にも、相手国との交渉力

<sup>1) 「</sup>経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(昨年7月7日閣議決定)においても、「3自衛隊の装備品、在庫部品等の調達の効率化・合理化」への取組の重 要性が示されている。

を確保し、出来る限りわが国に有利な条件で装備品を取得することを可能とする観点からも重要である。

装備品の取得については、性能・価格面に加え、維持・補給・教育訓練の容易性やわが国独自の改善の必要性なども考慮した費用対効果に関する検討に基づき、国内開発、ライセンス国産、輸入といった取得方法を適切に判断してきたところである。しかしながら厳しい財政事情や装備品の高価格化を踏まえると、今後とも、その取得数量の大幅な増加は見込めない。このため、生産性が高く技術力のある強い体質の防衛生産・技術基盤を育成・維持していくことについて、より一層配意していく必要がある。

また、わが国は、民生分野において世界でも先端的な 性能を実現する技術力や高い信頼性の製品を製造する生 産能力を有している。これらの技術を既存の防衛技術と 適切に組み合わせることやデュアルユース技術(両用技 術)を活用していくことで、質の高い装備品を生みだす 技術を確立していくことは可能である。さらに、防衛専 用技術の民生分野への用途拡大に努めることにより、防 衛生産・技術基盤の育成・維持の一助となることも考え られる。

こうした状況を踏まえ、防衛省においては、「真に必要な防衛生産・技術基盤の確立」を図るべく、わが国の安全保障上、重点を置いて育成・維持すべき防衛生産・技術基盤の分野を明確化するなどの検討を行っているところである。

参照 > 資料60 (P446)



## 技術研究開発の充実

#### 1 技術研究本部での研究開発

防衛省では、厳しい財政事情を踏まえ、民間との切り 分けや、わが国が得意とする分野の見極めなどを考慮し、 研究事業の選択と集中を行うため、技術研究本部におい て、今後重点的に取り組むべき技術分野や各技術分野毎の取組の方向を明らかにした、中長期技術見積り<sup>1</sup>を策定した。同見積りでは、従来の装備体系にとらわれることなく、将来の戦闘様相において優越するための装備品を



フランスでレーダ反射面積計測中の実大模型





次期輸送機(C-X)(上段)と 次期固定翼哨戒機(P-X)(下段)の試作 1 号機

#### 図表Ⅲ-4-1-14 技術研究本部で研究中の最先端技術

分類	項目名	概要	開始年度	終了予定年度
航空機	高運動飛行制御システム	エンジンの推進偏向制御と飛行制御を統合して高運動飛行制御技術の確立を図る技術、および航空機の高運動性 とステルス性を両立させるための機体形状技術	00	13
機	スマートスキン機体構造	レーダを機体外形形状に沿って配置し、戦闘機の目標探知・追尾能力を高めるための機体構造技術	06	11
誘導	地上誘導方式	将来の経空脅威対処を可能とし、かつ従来目標への対処 能力を向上させた将来の対空ミサイル用地上誘導システムに関する技術	03	07
誘導武器	先進SAM要素技術	超低空や高々度から超音速で飛来する小型超音速目標を、 長〜近距離の多層構造で迎撃するためのミサイルシステム実現に関する技術	05	10
艦艇· 北中武器	魚雷用誘導制御装置	艦艇の隠密性、魚雷防御能力の向上に対処するため、目標識別能力に優れた画像ホーミング方式による魚雷誘導制御技術	02	10
器	被探知防止・耐衝撃潜水艦 構造	潜水艦が発生する雑音を低減する被探知防止技術、およ び耐衝撃特性を向上させる潜水艦構造に関する技術	07	14
電子機器	光波自己防御システム	輸送機などの大型機およびヘリコプタに対する赤外線誘導方式の携行型地対空誘導ミサイルの脅威に有効に対処するため、大型機などの搭載環境下で適合する光波自己防御システムに関する技術	04	09
器	2波長赤外線センサー技術	高温動作、量産性に優れ、目標物体の抽出、識別性能の 向上が見込まれる2波長赤外線センサに関する技術	05	14
その他	生物兵器対処技術	生物剤探知・同定技術および生物剤などの多重脅威対処 用の個人防護装備に関する技術	04	10

生み出す可能性を有する先進技術について重点化を図ることとしており、たとえば、巡航ミサイルなどの新たな脅威に対する探知能力や精密迎撃能力の向上、無人機・ロボットなどの知能の向上やネットワーク化、個人装備の防護能力やNBC検知能力の向上、航空機、艦艇などのステルス性や機動力の向上などを挙げている。

また、多様な事態への対応や統合運用の実施などの観点から、運用面のニーズをこれまで以上に見据えつつ、最新の科学技術を取り込んで研究開発を実施するため、新たな研究開発手法を取り入れている<sup>2</sup>。

装備品のライフサイクルを通じた性能、スケジュール、コストの最適化を図る観点では、装備品を創出する構想・研究および開発段階での、性能・コストなどにかかる複数の提案の比較による分析を徹底していくこと、さらに、装備品が配備された後も、それをフォローアップして改善などを実施していくことが効果的であり、研究開発体制への取組として継続的に検討を行っている。

(図表Ⅲ-4-1-14・15 参照)

<sup>2)</sup> ①装備品の原型の試作などを行い、それを運用者と見込まれる各自衛隊の評価に供し、じ後の研究開発や調達などに反映していく「運用実証型研究」の導入 ②開発着手時に最終的に達成すべき要求性能を設定せず、着手後においても、要求性能の精度を高めたり、最新の軍事科学技術を取り入れたりすることを可能とする「進化的開発」の導入

#### 図表Ⅲ-4-1-15 防衛省において開発中の主要な装備品など

区分	項目	開発開始(年度)	概    要
航空機	次期固定翼哨戒機、次期輸送機	01	平成 23 年度以降、P-3C の後継および C-1 の後継として運用可能な次期固定翼哨戒機および次期輸送機であり、その適用技術の共用化により低コストで開発
	無人機研究システム	04	無人で自律飛行しながら、映像情報などのデータを収集・伝達し、 着陸帰投する無人機(固定翼)について、自動滑走着陸技術および映像システム技術を確立し、無人機の運用などの研究に供する システム
誘導武器	99式空対空誘導弾(改)	02	99 式空対空誘導弾の残存性、攻撃範囲、対妨害性などの機能・ 性能を向上させた中射程空対空ミサイル
	中距離多目的誘導弾	04	普通科部隊などに装備し、多様な事態において敵部隊などを撃破 するために使用する多目的ミサイル
	短SAM(改Ⅱ) 基地防空用地対空誘導弾	05	81 式短距離地対空誘導弾の後継として作戦地域の全体的な対空 火網を構成するとともに基地防空火器の主力として使用する地対 空ミサイル
	新弾道ミサイル防衛用誘導弾	06	既存の弾道ミサイル脅威対処能力の向上、および高性能、多様化 する弾道ミサイルに対処可能とする将来の艦載型の新弾道ミサイ ル防衛用誘導弾であり、日米共同で開発する
火器・車両	新戦車	02	現有戦車の後継として戦車部隊に装備し、多様な事態において敵 部隊などを撃破するために使用する戦車
	NBC偵察車	05	化学防護隊(小隊)などに装備し、広域にわたる有害化学剤、生 物剤および放射能汚染地域の状況を迅速に偵察(検知、識別など) する車両
艦艇・	新アスロック	99	護衛艦に装備し、水上艦用ソーナーと組み合わせた運用により、 潜水艦を遠距離で攻撃・撃破するシステム
	新対潜用短魚雷	05	浅海域から深海域までのあらゆる海域を行動する高性能潜水艦を 攻撃するために使用する短魚雷
電子機器	戦闘機搭載用IRST装置	03	電子戦環境下などにおける火器管制レーダの探知性能の低下を補完し、目標の探知、追尾のみならず搭載空対空ミサイルの射撃管制に使用する赤外線捜索追尾(IRST: Infra-Red Search and Track)装置
	対空戦闘指揮統制システム	04	高射特科部隊に装備し、対空戦闘に必要な情報の収集・処理・伝達と対空戦闘部隊の指揮統制を迅速・的確に実施するためのシステム
	火力戦闘指揮統制システム	06	野戦特科部隊等に装備し、目標情報の収集・処理伝達および火力 戦闘の指揮統制を迅速・的確に実施するためのシステム
	新野外通信システム	07	方面隊、師団などに装備し、指揮・統制・情報伝達のための通信 を継続的に確保するために使用するシステム
その他	空対空用小型標的	06	現有の多機能かつ高価な標的の一部代替として、標的母機(F-15) に搭載し、各種空対空ミサイル射撃訓練のために使用する小型で 軽量かつ低価格の標的

#### 2 民生分野との関係強化

防衛省における研究開発については、防衛大綱および 中期防衛力整備計画において、「産官学の優れた技術の 積極的導入」に努めることとされている。

技術研究本部においては、民間における優れた技術の 調査・導入の推進に努めており、この一環として、本年 度から、基礎 (要素) 技術研究に関するテーマを選定し、 企業のみならず、大学や独立行政法人などの研究機関に 対しても幅広く公募する調査研究事業を新たに導入す る。こうした事業を活用することにより、これまで防衛 省と直接関連のなかった大学・独立行政法人などの研究 機関や防衛産業以外の企業からも、優れた技術を幅広く 導入することを目指している。

また、民生技術の取り込みとともに、防衛省の研究開 発の成果を民間に波及させることも重要である。自衛隊 機として開発された航空機の民間転用について、これら の航空機の調達価格の低減につながる可能性もあること などから、防衛省は、民間航空機開発推進関係省庁協議 会<sup>3</sup>を通じ、関係省庁と連携しながら、この推進に協力 している。



#### 情報流出防止のための取組

#### 1 秘密保全

防衛省の取り扱う情報の中には、漏えいすればわが国 の防衛に重大かつ深刻な影響を及ぼすものがあり、この ような秘密を保全することは、国の防衛を全うし、安全 を保持する上で不可欠な基盤である。

したがって、防衛省においては、日米相互防衛援助協 定等に基づき米国から供与された装備品等に関する事項 を内容とする「特別防衛秘密」、自衛隊の運用や防衛力 整備等に関する一定の事項のうち、わが国の防衛上特に 秘匿することが必要であるとして防衛大臣が指定する 「防衛秘密」、およびこれら以外の防衛省の業務に関する 秘密であるいわゆる「省秘」の3種類の秘密について、 関係者以外の者がみだりに触れることのないよう、秘密 の指定手続、秘密の厳正な伝達、保管、廃棄等の取扱い 手続を定めるなど、その保全に努めている。

また、以下で詳しく述べるように、昨年2月に判明し たインターネットを通じた情報流出事案などを踏まえ、 再発防止のための抜本的対策などに取り組んでいるほ か、近年、契約企業においても、情報流出事案が発生し ている状況にかんがみ、特に秘密について企業における 保全措置がより実効的に実施されるようにするため、民 事上の措置として、秘密の漏えいに対する違約金に係る 条項を契約に盛りこむこととしている。

#### 2 インターネットを通じた情報流出事 案への取組

#### (1) 情報流出事案の発生とその背景

防衛省・自衛隊においては、昨年2月、海上自衛隊の 護衛艦「あさゆき」の秘密情報が、私有パソコンからフ ァイル共有ソフトを介して流出したことが判明するな ど、一連のインターネットを通じた情報流出事案が発生 した。

このような情報流出事案の発生の背景には、近年の急 速なIT化の流れに、防衛省・自衛隊における情報管理体 制・意識が追いつかなかったことが挙げられる。

具体的には、一般社会において、パソコンや可搬記憶 媒体の普及、高性能化、大容量化などにより情報の電子 データ化が進み、膨大な量の情報を容易に保存、複製ま たは携帯することが可能となり、また、パソコンによる プレゼンテーションなども盛んになるとともに、音楽や 動画などもパソコンで取り扱うことができるようになっ た。一方、防衛省・自衛隊においては、97(平成9)年 頃より内部部局など中央組織における業務用パソコンの 導入を計画的に実施してきたが、約27万人の人員を擁し、 全国各地に部隊・機関などを配置していることや、野外 や艦上での活動を基本とするといった部隊の特性などが あり、地方の組織への導入は遅れ、多数の私有パソコン

<sup>3)</sup> わが国の産業構造の高度化および産業技術の発展、波及を図る上で重要なわが国主導の民間航空機・エンジンの開発を推進する観点から、03(平成15)年 9月、防衛庁(当時)、文部科学省、経済産業省および国土交通省によって設置されたもの。

や可搬記憶媒体が職場に持ち込まれ、使用される状態となった。その結果、多数の私有パソコンや可搬記憶媒体で、業務用データと音楽などの個人で取り扱うデータが混在する状況が発生し、私有パソコンなどを持ち帰る際などに、個人で取り扱うデータに紛れるなどして業務用データが自宅に持ち出される結果を招くことになった。こうした中で、ファイル共有ソフトを介してインターネット上へ情報が流出する事案が発生するに至ったと考えられる。

#### (2) 再発防止のための取組

#### ア 緊急対策

昨年2月、情報流出事案の発生を受け、防衛省では、 次からなる緊急対策を実施した。

- (ア) 職務上使用する私有パソコンなどにファイル共有 ソフトが入っている場合には直ちに削除すること。
- (イ) 私有パソコンなどに保存されている業務用データ のうち、秘密の情報および必要のないデータを直ちに削 除すること。
- (ウ) 許可を得れば認められていた私有パソコンなどに よる秘密情報の取扱いを全面禁止すること。

#### イ 再発防止に係る抜本的対策

緊急対策の実施に加え、同年2月、防衛庁長官政務官 (当時)を委員長とする秘密電子計算機情報流出等再発 防止に係る抜本的対策に関する検討会を設置し、再発防 止に係る抜本的対策の具体的措置を取りまとめ、同年4 月12日に公表した。

さらに、同月以降は、この抜本的対策を推進する観点から、防衛大臣政務官を委員長とし、防衛省内全機関の 長などをメンバーとする「秘密電子計算機情報流出等再 発防止に係る対策実施委員会」を開催し、対策の実施を 監督するなどしてきており、以下のように具体的措置の 実施に取り組んできた。

- (ア) 情報セキュリティの観点からの具体的措置
- a 新たな技術の導入など技術的・設備的対策の実施
  - ○官給品のパソコン約5万6,000台を緊急調達し、昨年 11月までに職場から私有パソコンを一掃

- ○可搬記憶媒体による業務用データの流出を防止する ため、可搬記憶媒体に保存されるデータを自動的に 暗号化するソフトを導入するなどの対策を実施
- b 制度の見直し
  - ○官品パソコンの整備に伴い、職場への私有パソコン の持ち込みを全面禁止
  - ○昨年4月から私有可搬記憶媒体の使用を全面禁止、 官品可搬記憶媒体を集中管理
  - ○インターネット上への情報流出事案への全省的な対応要領を策定
  - ○抜き打ち検査を含む情報セキュリティに関する制度 の遵守状況調査を実施
- c 教育の強化
  - ○情報セキュリティや秘密保全に関する制度、情報流 出防止に関する情報について、職員の階級および取 扱う情報などに応じた教育を定期的に実施
  - ○情報システムを活用した周知方法の改善のほか、各職員の疑問にきめ細かな対応を迅速に行えるよう、情報セキュリティに関する相談を受け付ける窓口(ヘルプデスク)を各機関に設置
- (イ) 秘密保全の観点からの抜本的対策
- a 抑止力の強化
  - ○秘密文書などについて、その内容を精査し、相対的 に軽度の罰則の担保の下に置かれている「省秘(機 密・極秘・秘)」を、より重い罰則で担保される 「防衛秘密」へ移行して抑止効果を向上することと し、本年4月で移行を完了
  - ○秘密指定の厳格化措置などを講じることにより、過 剰な秘密指定を防止するとともに、既存の秘密文書 などについて、実質秘性を喪失しているものは指定 を解除するなど、不必要な秘密文書などを削減
  - ○秘密保全に係る重い責任を自覚させるため、秘密を 取り扱う全職員に対し、「誓約書」の提出を義務付 けることなど

#### b 検査態勢の強化

可搬記憶媒体などによる秘密情報の持出しや不適切 な保存などを防止するため、抜き打ち検査を実施(立 入禁止区域などへの出入りの際の所持品検査、秘密の 取り扱いを許されていないパソコン内に保存されているデータの検査および秘密に関わる企業を対象とした 保全検査などの抜き打ち検査)

#### (ウ) 懲戒処分の観点からの抜本的対策

インターネット社会における情報流出事案について違 反行為を類型化し管理責任者などを含めて厳しく処分さ れる旨、処分基準を明確化することにより、関係者の保 全意識と責任の自覚を高めるとともに、処分による抑止 力を強化

#### ウ さらなる対策

上記対策を進める中、昨年11月、航空自衛隊那覇基地において情報流出事案が発生したことを受け、防衛省では、次からなるさらなる対策を秘密電子計算機情報流出等再発防止に係る対策実施委員会で取りまとめ、本年1月19日公表し、実施した。

#### (ア) 抜本的対策の徹底

- a 個々の隊員に情報流出の脅威を理解させるための事 例集を作成配布するとともに、隊員の理解度を確認
- b 毎年2月を「防衛省情報セキュリティ月間」とし、 啓発活動などを実施
- (イ) 隊員が制度を遵守しないことへの対応
- a 私有可搬記憶媒体の持ち込みなどに対する点検を強 化
- b 本人の同意を得て自宅の私有パソコンの確認などを 行うことにより、業務用データを私有パソコンなどに 保存しないことを再徹底するとともに、ファイル共有 ソフトによる情報流出の脅威について教育を行い、ファイル共有ソフトの削除を推進
- (ウ)情報流出防止のための管理体制の強化
- a 管理者の補助者について単に役職指定することな く、パソコンの取り扱いなどの知見を考慮して指定す ることにより、管理者を適切に補助する体制を整備
- b 管理者の監督が行き届きにくい特殊な勤務状況となる者に対する教育・点検を強化

## 3 海上自衛隊護衛艦「しらね」における事案の発生と対応

本年3月、海上自衛隊護衛艦「しらね」乗組員が秘密 の疑いがある情報を自宅の私有外付けハードディスクに 保有していた事案が明らかになった。

この事案は、秘密の取扱いに係る法令違反の疑いがあるため、海上自衛隊警務隊と神奈川県警察が協力して、事案の全容解明に向けて捜査を実施するとともに、同年4月4日付で海上幕僚副長を長とする調査委員会を海上自衛隊に設置し、情報が持ち出された時期を含め、必要な調査を実施している。

本事案の原因などについては、これらの捜査・調査によって今後明らかになるが、自衛隊が取り扱う情報の重要性や情報の電子化に伴う流出の危険性に対する認識が末端隊員まで十分浸透しているとはいえないこと、抜本的対策以前に持ち出された業務用データが依然として自宅の私有パソコン等に保有されている可能性があることなどが問題として挙げられる。

防衛省においては、こうした事案の発生などを極めて深刻に受け止め、防衛大臣が先頭に立って情報流出の防止に取り組むため、同月24日、秘密電子計算機情報流出等再発防止に係る対策実施委員会を廃止し、新たに防衛大臣を議長とし、事務次官、官房長、全局長、陸・海・空幕長をはじめ防衛省内の全機関の長などを委員とする情報流出対策会議を設けたところである。

第1回会議においては、上述した問題意識の下、各種の再発防止対策を現場隊員に徹底的に浸透させるため、内部部局などの幹部職員などからなる特別行動チームを地方に派遣することや、隊員一人ひとりの情報保全などに対する意識の改革を図るため、情報流出防止に係る隊員に対する個別面談方式による指導を実施するなどの対策を決定したところである。

防衛省としては、同会議のもと、今後とも省を挙げて 情報流出の再発防止に取り組んでいく。